

米子市議会告示第1号

条例制定請求代表者への意見を述べる機会の付与について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第4項の規定による条例制定請求代表者への意見を述べる機会の付与について、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第98条の2第1項の規定により、次のとおり告示する。

令和4年2月1日

米子市議会議長 岩崎 康 朗



1 日 時

令和4年2月2日（水曜日）午後2時

2 場 所

米子市議会議場（米子市役所5階）

3 事件名

島根原子力発電所稼働の賛否を問う米子市民投票条例の制定について

4 意見を述べる機会を付与する条例制定請求代表者の人数

5人以内

5 意見を述べる時間

30分以内（各陳述者の合計時間）